生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下次条第二項において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号ヘに規定する特定一階段等防火対象物を除く。）をいう。

［二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

**○総務省令第百号**

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第二及び第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法別表第一の総務省令で定める事務）<br>**第一条**　［略］<br>［2～36　略］<br>37　法別表第一の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。<br>五　電波法第十四条の二の免許記録又は第二十七条の二十三の登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答<br>六　電波法第二十一条第二項の免許記録に記録した事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査<br>［七　略］<br>［八　略］<br>［九　略］<br>［削る］<br>［十　略］<br>［十一　略］<br>十二　電波法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査<br>［十三～十七　略］<br>［38～182　略］ | （法別表第一の総務省令で定める事務）<br>**第一条**　［同上］<br>［2～36　同上］<br>37　［同上］<br>［一～四　同上］<br>［新設］<br>［新設］<br>［五　同上］<br>［六　同上］<br>［七　同上］<br>八　免許状又は登録状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答<br>［九　同上］<br>［十　同上］<br>十一　電波法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査<br>［十二～十六　同上］<br>［38～182　同上］ |